

一般国道468号新設工事（首都圏中央連絡自動車道）
〔有料道路名「東京湾横断・木更津東金道路」〕の事業認定に係る
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成21年6月29日（月）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 一般国道468号新設工事（首都圏中央連絡自動車道）
〔有料道路名「東京湾横断・木更津東金道路」〕の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道468号新設工事（首都圏中央連絡自動車道）〔有料道路名「東京湾横断・木更津東金道路」〕（千葉県長生郡長南町報恩寺字住地面地内から木更津市下郡字湯名地内までの間）について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 絶滅危惧種の動植物について、委員会を設置して専門家の指導を受けられる体制のもとに工事をする、適切な措置を講じるなどとしているが、道路の供用後の影響について、検証や報告といったフォローアップはどうなっているのか。
- ・ 道路の供用後の影響について、明らかに大きな影響があるのではないかとと思われるのに、環境影響評価においてそれを見過ごしていたり、重大な事実の誤認があれば事業認定の段階で考慮すべきであるが、そのようなものはないと言えるのではないか。
- ・ この事業は地元の利便性向上という側面が強い事業であり、反対する理由はないのではないか。
- ・ ニーズについては全く問題がない。一日でも早くやるべき事業だと思う。
- ・ 収用法の適用は反対だと言われている方は、約束した事項を守れと繰り返し言われているが、事業認定において考慮すべき事項ではないように思われる。